

日本印刷個人情報保護体制認定制度（JPPS）



個人情報の取り扱いの背景

2005年4月1日より個人情報保護法が施行され、個人情報を取り扱う印刷業において、事業所の大小や取扱い情報の多少に拘らず、情報の取得・保存利用に関する基礎知識や管理体制の整備が必要となりました。

法令遵守は言うに及ばず取引先等から個人情報について適切な保護体制をとっていることが求められるようになり、社会的な認知度のある財団法人日本情報処理開発協会の運用するJISQ15001に適合して個人情報を扱っている組織を認証するPマーク（プライバシーマーク）や、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC27001に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムが実施されていることを認証する制度）などの認証を得ることが、その証になっています。

「Pマーク」や「ISMS」は、時間・費用・管理体制等から、全ての印刷企業が取得することは難しいと考えられます。そこで2005年10月に、印刷関連業者を対象とした対外的に評価が得られる個人情報保護基準として、「印刷個人情報保護体制認定制度」（個人情報保護法に基づき印刷関連事業所を適用範囲に構築）を立ち上げ、2011年4月現在、230社400名が受講し95社を認定しています。

認定制度の内容

講習会受講
(全5回)

講習機関であるISOコンサルティング・オフィス(株)が実施する、認定取得講習へ全5回出席することが申請要件。但し、講習を1回欠席した場合でも、補講を受講すれば申請は可能となる。



申請書類
作成

講習修了後、申請書類一式をISOコンサルティング・オフィス(株)へ提出する。



書類審査

ISOコンサルティング・オフィス(株)が、書類審査、ヒアリング調査、現地調査（一部）を実施し、また改善内容を確認する。



審査会

ISOコンサルティング・オフィス(株)が作成する調査報告書に基づき、審査会（東京都印刷工業組合）を開催し、認定の可否を決定する。



認定

認定企業には「許諾証」・「認定番号」を発行し、「JPPSマーク」の使用を許可する。

※平成 23 年度 講座実施予定

日程：平成 23 年 9 月～24 年 1 月（全 5 回／毎月 1 回）

会場：I S O コンサルティング・オフィス(株)（東京都渋谷区代々木）

認定の有効期限

認定期間は認定後 2 年間。更新は更新講習を受講後に、再認定を必要とする。認定 1 年後に中間講習の受講を義務とする。

認定機関

東京都印刷工業組合（審査委員会）

講習機関

I S O コンサルティング・オフィス(株)

東京都渋谷区代々木 1-32-11 TEL03-5350-7755 FAX03-5350-7751

料金

		組合員	非組合員
講座受講料	講座受講料 1 社 1 名	1 名 30,000 円	1 名 60,000 円
	講座受講料 2 人目から 1 名につき	1 名 5,000 円	1 名 10,000 円
審査料（認定料）1 社		1 社 10,000 円	1 社 20,000 円
中間講習受講料（1 年に 1 回程度）1 社		1 社 10,000 円	1 社 20,000 円
更新講習受講料（2 年に 1 度）1 社		1 社 10,000 円	1 社 30,000 円

認定取得して役立った事例
（認定企業からの声）

- ・大手化粧品会社の印刷物を J P P S で新規に受注した。
- ・大手都市銀行から P マークに準じた仕組みとして、業務委託が継続された。
- ・私立学校の名簿、卒業アルバム、行事に関する写真撮影等の業務が J P P S で継続された。
- ・市役所から P マークに準じた仕組みとして、業務の継続依頼を受けている。
- ・区役所の清掃局から、J P P S で OK を頂いた。
- ・大手セキュリティ会社からの印刷物受注について、J P P S で OK を頂いた。
- ・J R 系の出版社から J P P S で OK を頂いた。

認定企業一覧

認定基準